

小樽商科大学学生何でも相談室運営細則

(平成14年3月20日制定)

(学生何でも相談室の運営)

第1条 学生何でも相談室の運営は、室員の合議による。

(室長)

第2条 室長は、学生何でも相談室を代表し、室員の合議に際して、これを主宰する。

(学生相談)

第3条 学生何でも相談室が取り扱う学生相談とは、学生生活全般に関して本学学生が抱える悩み等を受け付け、アドバイスをを行い、必要な情報を提供し又は悩み等の解決のための支援等を行うことをいう。

2 学生何でも相談室は、学生相談に応じるとともに、相談の内容に応じて学内外の関連組織への連絡及び紹介を行う。

3 学生相談を受け付けるために、学内に専用の部屋を設置し、学生何でも相談室名義の電話及びメール・アドレスを開設する。

4 専用の部屋には、相談受付員を配置する。

(小樽商科大学ハラスメント運用細則の準用)

第4条 小樽商科大学学生何でも相談室規程(以下「規程」という。)第2条第3号に規定する苦情処理においては、国立大学法人小樽商科大学ハラスメント相談室運用細則(以下「ハラスメント相談室細則」という。)第4条〔文書による注意又は勧告〕、第5条〔権利告知〕、第7条〔必要的回答の原則〕及び第8条〔申立人等に対する情報の提供〕を準用する。この場合において第4条中「相談室長名」とあるのは「室長名」と、第5条及び第8条中「相談員」とあるのは「室長又は学生相談員」と読み替えるものとする。

2 規程第2条第4号に規定する苦情処理においては、ハラスメント相談室細則第4条〔文書による注意又は勧告〕、第5条〔権利告知〕、第7条〔必要的回答の原則〕及び第8条〔申立人等に対する情報の提供〕の精神に従う。

(活動報告の方法)

第5条 規程第11条に定める活動報告は毎年度末にこれを行なう。

(学生相談マニュアル)

第6条 学生何でも相談室は、学生相談及び第4条に規定する苦情処理のためのマニュアルの作成及びその充実に努める。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。